

車検証の空き領域を活用できます！

～本日より利活用事業者の募集を開始します～

車検証のICタグに設けられた空き領域を活用し、自動車に関わる方々の利便性がさらに向上するよう、新たなサービス創設を希望される「利活用事業者」の募集を本日より開始します。

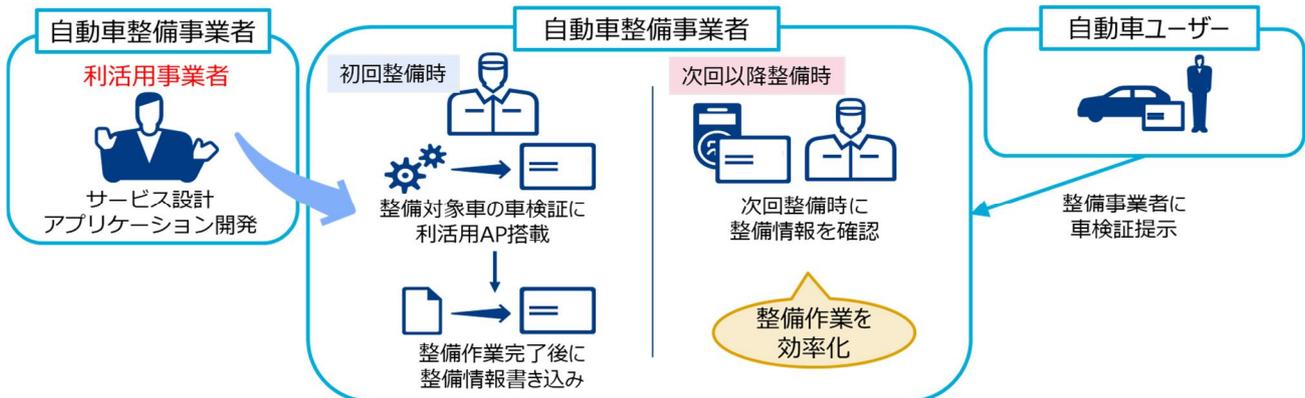
1. 概要

国土交通省では、令和5年1月より車検証（自動車検査証）を電子化し、車検証閲覧アプリを配布するなど、利用者利便の向上を図ってきているところです。

また、民間企業や行政機関等が、車検証のICタグの空き領域を活用して提供するサービス（利活用サービス）については、令和7年4月より開始可能となります。

これに先立って、本日より利活用サービスの提供主体となる「利活用事業者」の募集を開始することとしました。

【利活用サービス提供イメージ】（自動車整備履歴の記録・確認の例）



2. 利活用サービスとは

国土交通大臣が定める基準を満たした利活用事業者が、車検証保有者の同意を得た上で、車検証のICタグに設けられた空き領域に利活用AP（アプリケーション）を搭載します。

これにより、空き領域に情報が書き込み可能となり、利活用事業者が認めた関係者間で当該車両の情報を共有するなどのサービス（利活用サービス）が提供できるようになります。

3. 利活用サービスの開始に必要な手続き

車検証の空き領域利活用ポータルサイトに詳細が記載されています。

本サイトの「車検証の空き領域利活用サービス導入ガイドライン」をダウンロードの上、申請に必要な書類をご確認ください。

(<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp/akiryoyiki-portal/#/lp-001>)

【お問い合わせ先】

物流・自動車局自動車情報課 牧田、森田
(代表) 03-5253-8111 (内線 42104、42119)
(直通) 03-5253-8587